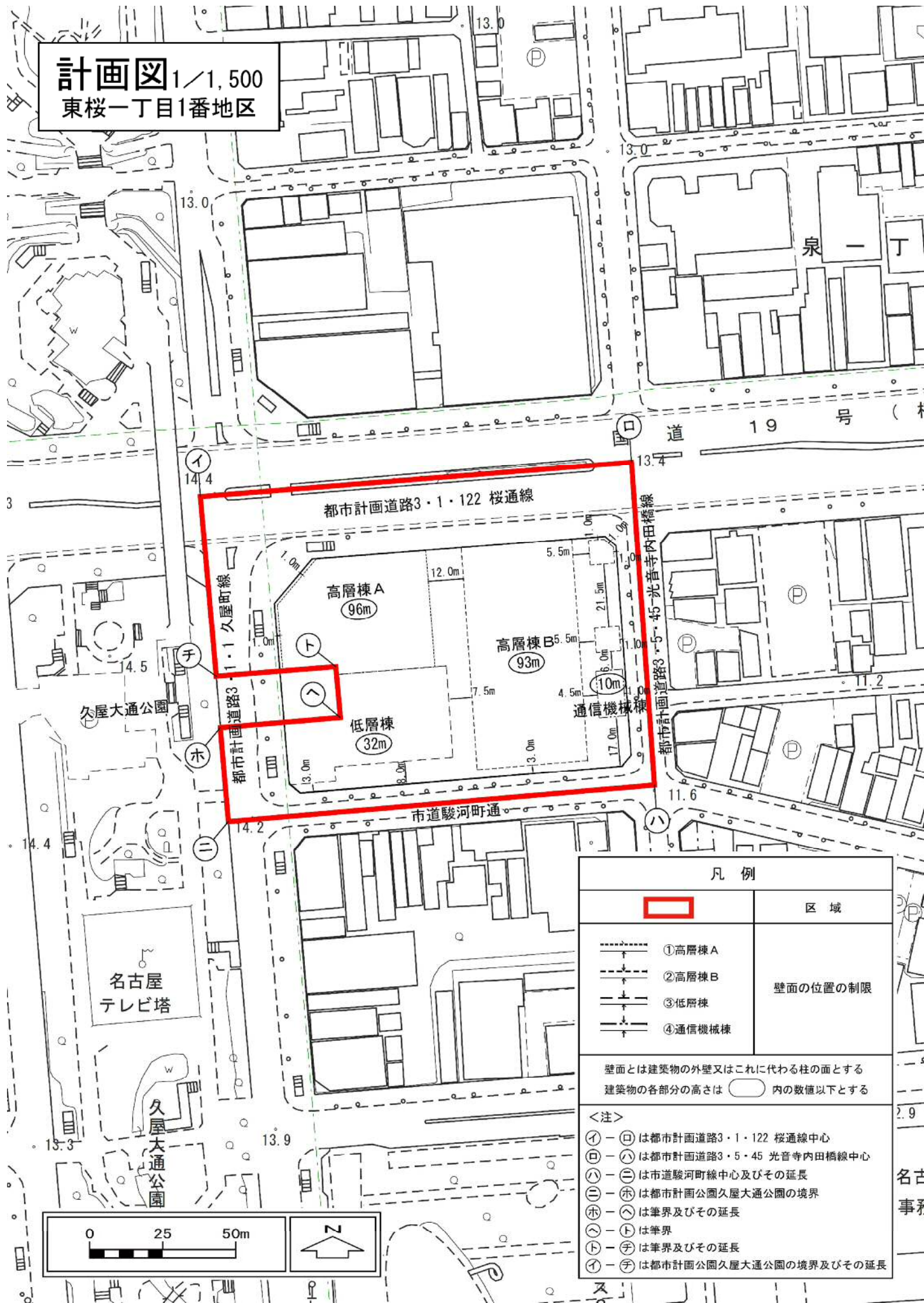


計画図 1/1,500
東桜一丁目1番地区



凡 例	
	区 域
 	壁面の位置の制限
壁面とは建築物の外壁又はこれに代わる柱の面とする 建築物の各部分の高さは 内の数値以下とする	
<注> イ - □ は都市計画道路3・1・122 桜通線中心 □ - ハ は都市計画道路3・5・45 光音寺内田橋線中心 ハ - ニ は市道駿河町線中心及びその延長 ニ - ホ は都市計画公園久屋大通公園の境界 ホ - へ は境界及びその延長 へ - ト は境界 ト - チ は境界及びその延長 イ - チ は都市計画公園久屋大通公園の境界及びその延長	